

道路の異常を発見したら

スマホで情報提供を！

令和6年3月1日から開始

路面の穴ぼこ



縁石の破損



側溝蓋の割れ



道路灯の球切れ



ガードレールの損傷



街路樹の雑草



※利用方法の詳細はホームページでご確認ください。

道路損傷通報システムは、スマートフォンなどから町内の道路の破損、陥没、道路灯の不点灯などの道路に関する不具合などの情報を画像と共に通報することで、町民と行政がつながり、解決に導く仕組みです。

町民の皆さまが安心安全に道路を利用できるよう、道路に異常を見つけた際はぜひ道路損傷通報システムをご活用ください。

※事故防止のため、運転中のスマートフォンの操作はお止めください。

富士川町役場土木整備課（庁舎2階） ☎0556-22-7203

富士川町